

証券コード 2749
平成29年11月7日

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目15番31号
株式会社 JPホールディングス
代表取締役社長 荻田和宏

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を2頁の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本臨時株主総会は、株主からの請求を受けて開催するものですが、上程されている議案には当社提案（第1号議案）と当該株主からの提案（第2号議案から第4号議案）の双方が含まれます。

なお、議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載の通りであります。但し、**当社取締役会は、株主からの提案議案には反対**いたします。当社取締役会の株主提案議案に対する考え方については7頁から14頁をご参照ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。**行使いただく際には2頁に記載の『4. 議決権行使にあたってのご注意』を必ずご覧の上、お間違いのないようご行使お願いいたします。**

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、是非株主の皆様におかれましては当社取締役会の意見にご賛同いただき、5頁の方法により議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年11月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」

3. 目的事項 (決議事項)

【会社提案】

第1号議案 定款の一部変更の件

【株主提案】

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 取締役西井直人の解任の件

第4号議案 取締役1名選任の件

※各議案の要領及び提案の理由は、後記の「株主総会参考書類」に記載の通りであります。

4. 議決権行使にあたってのご注意

(1) 株主提案議案について

本臨時株主総会におきましては、株主提案に係る議案（第2号議案から第4号議案）が提出されています。その内容は後記の「株主総会参考書類」に記載の通りですが、当社取締役会はこれら第2号議案から第4号議案には反対いたします。

また、第1号議案と第2号議案はその趣旨が両立しない関係にあります。したがって、第1号議案と第2号議案の双方に賛成をされた場合、これらの議案との関係では、当該議決権行使はそれぞれ「無効」としてお取り扱いいたしませんので、ご留意ください。当社取締役会の考えにご賛同いただける場合、第1号議案には「賛」、第2号議案には「否」の議決権行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使期限について

書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使は、平成29年11月21日（火）午後6時到着（受付）分まで受付いたします。特に、書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合、郵便事情により通常の郵便よりお時間がかかりますので、なるべく早めに議決権行使書を返送いただきますようお願いいたします。

なお、当日ご出席いただける場合には、予めのお手続は不要です。当日は議決権行使書用紙をご持参ください。

5. 招集にあたってのその他の決定事項

- (1) 議決権行使書により、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものを有効といたします。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（議決権行使書）の両方で議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 各議案に対し賛否の表示がされていない場合には、会社提案議案については「賛」、株主提案議案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人様により議決権を行使される場合には、原則として、①から③の書類のご提出が必要となります。
 - ①代理人ご本人様の議決権行使書用紙
 - ②代理権を証する書面（署名または記名押印のある委任状）
 - ③当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙、もしくは、委任状に押印された印鑑の印鑑登録証明書、または、パスポート、運転免許証、健康保険証その他のいずれか株主様ご本人を確認するための公的書類の写しまた、代理人様の人数は、当社定款第15条第1項の定めにより、本臨時株主総会における議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- (6) 議決権の不統一行使をされる場合は、本臨時株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面にてご通知ください。
- (7) 議決権行使書及びインターネットによる議決権行使により決議の結果が明らかではない場合、議場における投票の方法による議案の採決を実施します。この場合において、(i) 各議案に対し賛否の表示がされていない場合には、会社提案議案については「賛」、株主提案議案については「否」の表示があったものとして、また、(ii) 第1号議案と第2号議案の双方に賛成をされた場合には、これらの議案との関係では、当該議決権行使は無効として、それぞれお取り扱いいたします。

※なお、株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.jp-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

臨時株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

平成29年11月22日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成29年11月21日（火曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォン等（一部の携帯電話からはご利用頂けない場合があります。）から議決権行使サイト

(<http://www.it-soukai.com>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

平成29年11月21日（火曜日）午後6時受付分まで

- (1) 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

当社取締役会意見にご賛同いただける場合の記入方法

当社取締役会は、**株主提案議案（第2号議案から第4号議案）に反対**いたします。
当社取締役会の考えにご賛同いただける場合には、以下の記入見本を参考に、議決権行使書への記入をお願いいたします。なお、賛否の表示がない場合、会社提案（第1号議案）には「賛」、株主提案（第2号議案から第4号議案）には「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

<記入見本：議決権行使書イメージ>

※黒のボールペンで○印を付けてください。

※これはイメージです。実際の議決権行使書のレイアウトとは異なる場合がありますので、ご了承ください。

議決権行使書		議決権行使個数				個
株式会社JPホールディングス		第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	
私は、平成29年11月11日、臨時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。	会社提案	○	○	○	○	
平成29年11月 日	株主提案	○	○	○	○	
当会社は、各議案につき賛否の表示のない場合は、会社提案については賛、株主提案については賛否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。						
また、投票用インターネットにより、二重に議決権行使された場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。						
株式会社JPホールディングス						
合、いずれの議案においても、当該議決権行使は無効として取り扱います。						
(ご注意) 当社取締役会は株主提案（第2号議案から第4号議案）に反対です。当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、株主提案の「否」の欄に○を付けてください。						

なお、第1号議案と第2号議案の双方の「賛」に○印を付けた場合、第1号議案と第2号議案との関係では当該議決権行使はそれぞれ「無効」となりますので、ご注意ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコンまたはスマートフォン等（一部の携帯電話からはご利用頂けない場合があります。）により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使することができます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって、ご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成29年11月21日（火曜日）午後6時受付分までです。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) インターネットによる複数回の議決権行使、書面とインターネットによる重複した議決権行使等の場合の取扱いにつきましては、3頁をご参照ください。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00~17:00）

以 上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案は当社提案、第2号議案から第4号議案までは株主提案の議案です。**当社取締役会は第2号議案から第4号議案の全てに反対**しております。以下の記載をご参照いただき、是非、**第1号議案には「賛成」、第2号議案から第4号議案には「反対」**の議決権行使をしていただきますよう、お願いいたします。

株主の皆様へ

本臨時株主総会は、当社の株主である山口洋氏（以下「請求人」といいます。）の請求を受けて開催されるものであり、第2号議案から第4号議案は、かかる請求人が本臨時株主総会の目的事項とすることを請求した議案（以下「本件提案議案」といいます。）です。

本件提案議案は、請求人が、当社の経営に関与することを意図して提案したものであることは明らかであり、当社取締役会は、以下の理由により、**請求人は当社の経営に関与する人物として不適格である**と考えています。

まず、請求人は、本臨時株主総会の招集請求書において、自らが当社の経営に参画しようとする意思を有するものではないと述べています。しかしながら、当社は、本臨時株主総会の招集請求、また本件提案議案の提案を受けるに至るまでの過程において、請求人が当社の経営に関与しようとする強い意思を有していることを窺わせる発言を繰り返している事実を確認しており、また、後記の通り、本件株主提案において、当社の現任取締役全員を直ちに退任させることを内容とした議案を提案しながら、その意図を明らかにしていなかったことも併せ鑑みると、「当社の経営に参画しようとする意思を有するものではない」という説明は信用性に欠けるものであり、請求人の真意を秘匿しようとするものである疑いが強いと考えております。また、請求人は、大量保有報告書において、その保有目的を、「創業者として、状況に応じて重要提案行為等を行うこと」としていること（「重要提案行為等」とは、事業活動に重大な変更を加えたり、重大な影響を及ぼす行為を提案する行為を意味します。）、請求人及びその共同保有者（以下「請求人グループ」といいます。）は、平成29年10月5日時点において合計35.16%の株券等保有割合を有しており、直近でも、当社株式を頻繁かつ継続的に買い増していることなどからも、**請求人が、少なくとも何らかの形で当社の経営に関与しようとする姿勢は明らかである**と考えざるを得ません。

一方、請求人は平成27年2月17日付で辞任した当社の元代表取締役社長であります。請求人が辞任した直後に当社が外部の弁護士3名の協力を得て行った調査（以下「本件調査」といいます。）の結果、請求人には、当時当社に在籍していた女性社員に対する重大なセクシャル・ハラスメントに該当する事実（以下「本件事実」といいます。）があったことが明らかになっております。

本件事実は、少なくとも重大なセクシャル・ハラスメントに該当し、より深刻な事件に該当する可能性もあると考えられたため、平成27年2月17日開催の当社取締役会において請求人に対し事実関係を確認したところ、請求人は、問題となった行為の事実を認め、最終的に体調不良による入院を理由として辞任する意向を示したものです。

このような人物が、保育・子育て支援事業という公共性の高い事業を営む当社の経営に関与することが適切ではないことは明らかであり、本件調査においても、当社グループ内への影響、当社グループの社会的信用への影響、事業運営上のリスクなどの観点から、請求人が取締役としての適格性を欠くことは明らかであることが認定されています。

このような状況を踏まえ、当社は、平成29年10月17日付で、①本件事実及びこれと関連性を有する山口氏の行為に関する事実関係の中立的な調査、②上記①の調査結果を踏まえた当社の再発防止策、セクシャル・ハラスメントに対する取組み状況についての検証及び評価、③調査結果の報告を目的として、外部の有識者による第三者委員会を設置しております。

株主の皆様におかれましては、上記のような、請求人の当社の経営に関与する人物としての適格性、今後の第三者委員会による調査結果の報告を含めた諸事情をご賢察の上、当社取締役会の意見にご賛同いただき、第1号議案には「賛成」、第2号議案から第4号議案については「反対」の議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

※なお、第三者委員会による報告につきましては、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jp-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

【会社提案 (第 1 号議案)】

第 1 号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、継続的なより良いコーポレート・ガバナンス体制構築のため取締役の任期を1年に短縮することとする一方で、定款変更の効力発生により現任取締役全員が即時に退任することで当社の事業運営に支障が生じることを防ぐため、かかる定款変更の効力発生時期を、現任取締役の任期満了時である平成30年3月期に係る定時株主総会終結時とすることとし、この第1号議案を提案いたします。

なお、当社は、請求人より、後記第2号議案の通りの定款変更議案の提案を受けていますが、当該第2号議案は、現任取締役全員の即時退任を内容とするものであり、当社の事業運営に支障が生じるおそれがあるため反対いたします。

当社にとってコーポレート・ガバナンスとは、会社の「持続的な成長」と「中長期的な企業価値の向上」のための自律的な取組みであり、したがって請求人が提案するような議案で良化する性質のものでは到底あり得ず、現に運用されている当社の経営体制を継続的かつ発展的に改めながらベター・プラクティスを追求していくべきものであり、第1号議案をご承認いただくことによりこれを実現することができるものと考えております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線は変更部分を表す)

現行定款	変更案
(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;">第7章 附則</p> <p style="text-align: center;">(取締役の任期に関する経過措置)</p> <p><u>第44条</u> <u>第19条（任期）第1項の定款</u> <u>変更の効力は、平成30年3月</u> <u>期に係る定時株主総会の終結</u> <u>の時に生じるものとし、当該</u> <u>効力の発生後、本章は削除す</u> <u>る。</u></p>

【株主提案（第2号議案から第4号議案）】

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 請求人による提案の理由の概要

日本の上場会社の多くが取締役の任期を1年としており、普通決議での解任を可能としていること、また、適切なコーポレート・ガバナンスを実現するため。

2. 議案の要領

以下の通り、定款を変更する。

1. 第19条（任期）第1項のうち、「選任後2年以内」とあるのを、「選任後1年以内」と変更する。
2. 第28条（取締役の解任方法）を削除する。

<<第2号議案に対する当社取締役会の意見>>

当社取締役会は本議案には『**反対**』いたします。本議案が承認可決された場合、任期が1年以上経過している現任取締役の全員が任期満了となるため、これは、**実質的には取締役全員を直ちに解任することを内容とするもの**であるといえます。かかる議案が承認可決された場合、当社は法令に定められた取締役の最低人数（3名）を欠く状態となり、現任取締役の全員が会社法に基づき取締役としての権利義務のみを有することになりますが、このような事態が上場会社の経営体制として適切ではないことは明らかであり、当社を取り巻く様々なステークホルダーの皆様の混乱を招くものと考えております。

また、請求人グループが平成29年10月13日に提出した大量保有報告書の変更報告書によれば、請求人グループは、**合計35.16%の株券等保有割合**を有しております。このような状況及び当社の株主総会における実際の出席率を考慮すると、本議案が承認可決されて取締役の解任の要件が議決権の過半数となった場合、**請求人グループは、他の株主の皆様の意向を無視して、事実上、単独で取締役を解任することができる**こととなります。このように、取締役の解任要件に関する規定を削除する定款変更議案は、**請求人グループが単独で取締役の解任権を有するためのもの**にほかならず、このような議案は、多様な株主の皆様のご意見が反映されるべき上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方として適切ではないことは明らかです。

なお、万が一、本議案が可決された場合、その効力は直ちに発生するため、第3号議案（取締役西井直人の解任の件）の可決要件は出席株主の議決権の過半数となります。したがって、上記の通り、請求人グループが合計35.16%の株券等保有割合を有していることを前提とすると、**第2号議案が可決されてしまうと、それにより第3号議案も、事実上、請求人グループのみの賛成により可決されることが確定してしまう可能性が高い**といえます。このように、**第2号議案は、第3号議案（取締役西井直人の解任の件）の成否に直結することも踏まえてご検討いただきますようお願いいたします。**

第3号議案 取締役西井直人の解任の件

1. 請求人による提案の理由の概要

定款変更のみで適切なコーポレート・ガバナンスを直ちに実現することは困難であり、社外取締役を増員する必要があるところ、当社の取締役の員数は定款上の上限に達しており社内取締役1名を解任せざるを得ないため。

2. 議案の要領

取締役の西井直人を解任する。

<<第3号議案に対する当社取締役会の意見>>

当社取締役会は本議案には『**反対**』いたします。株主提案議案において解任の対象とされている西井直人氏は、平成20年に当社グループ子会社に入社後、保育所新設に関する開発業務及び自治体との間における保育検討についての折衝業務等を担当し、平成25年からは当社の業務執行担当取締役として、子育て支援事業に責任ある立場から取締役会における活発な議論を通じた適切な意思決定に貢献しております。したがって、請求人が提案するように**同氏を「数合わせ」のために解任することは事業運営上の悪影響が想定され**、ひいては株主共同の利益を害するおそれがあります。また、当社の社外取締役は、既にそれぞれの専門性を活かして取締役会の監督機能の実効性確保に貢献しており、さらに社外取締役として佐竹康峰氏を選任する必要性は認められず、むしろ、**佐竹康峰氏を取締役に選任するために西井直人氏を解任することの悪影響の方が大きい**と考えます。

第4号議案 取締役1名選任の件

1. 請求人による提案の理由の概要

適切なコーポレート・ガバナンスを実現するためには、当社の取締役会の監督機能を更に強化する必要があることから、社外取締役1名を選任する。

2. 議案の要領

第3号議案の可決を条件として、取締役1名を選任する。

請求人が当社に通知した取締役候補者の氏名等は以下の通りである。

(1) 氏名・生年月日

佐竹 康峰（さたけ やすみね） 昭和28年12月1日

(2) 略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和51年4月 (株)三菱銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）入行

平成5年3月 同行シンガポール支店副支店長

平成9年7月 東京三菱投信投資顧問(株)（現三菱UFJ国際投信(株)）企画部長

平成15年7月 (株)東京三菱銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）投資銀行・資産運用企画部長兼投資銀行・資産運用人事部長

平成16年7月 三菱東京ウェルスマネジメント銀行スイス(株)代表取締役会長兼三菱東京ウェルスマネジメント証券(株)代表取締役社長

平成18年4月 三菱UFJウェルスマネジメント証券(株)代表取締役社長

平成20年8月 (株)東京スター銀行取締役

平成23年6月 (株)東京スター銀行取締役会長

平成26年6月 (株)東京スター銀行顧問

平成27年6月 SBIホールディングス(株)社外取締役

平成27年9月 (株)レジェンド・パートナーズ社外取締役（現任）

平成29年6月 住信SBIネット銀行(株)社外監査役（現任）

(3) 所有する当社株式の数

なし

(4) その他

- ・ 上記候補者と当社間に特別の利害関係はない。
- ・ 佐竹康峰氏は、社外取締役候補者である。
- ・ 社外取締役候補者の選任理由について
佐竹康峰氏は、(株)東京三菱銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）における資産運用の重要な役職や、三菱UFJウェルスマネジメント証券(株)代表取締役社長、(株)東京スター銀行取締役会長などを歴任するなど、永年にわたる企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有している。当社における適切なコーポレート・ガバナンスの実現を含めた持続的な企業価値の向上のため、社外取締役候補者とした。

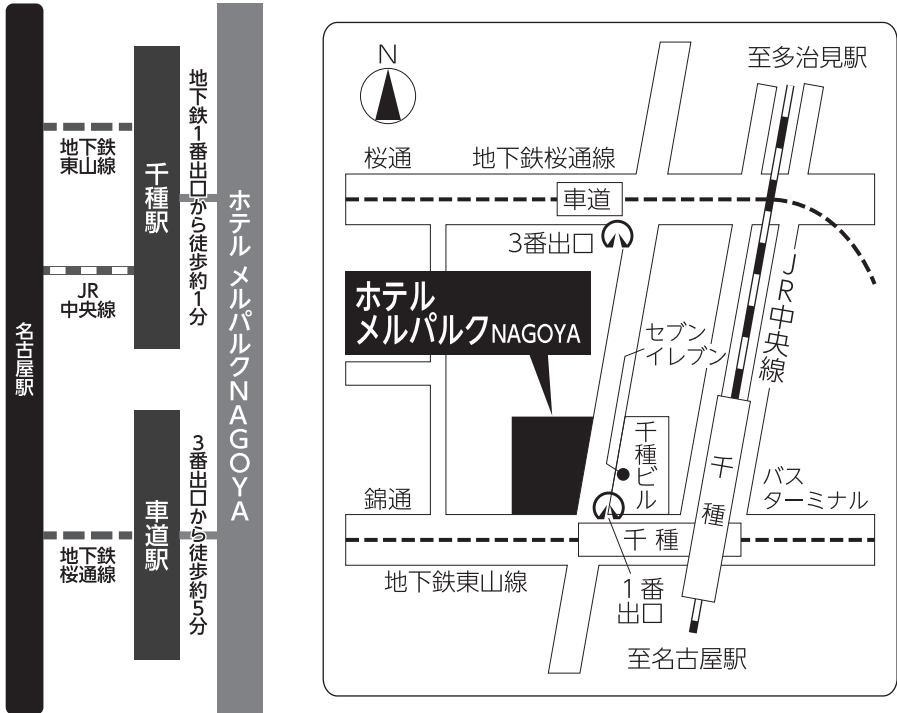
<<第4号議案に対する当社取締役会の意見>>

当社取締役会は本議案には『**反対**』いたします。第3号議案に対する当社取締役会の意見において述べた通り、当社の社外取締役は、既にそれぞれの専門性を活かして取締役会の監督機能の実効性確保に貢献しており、さらに社外取締役として佐竹康峰氏を選任する必要性は認められず、むしろ、**佐竹康峰氏を取締役に選任するために西井直人氏を解任することの悪影響の方が大きい**と考えます。

以 上

株主総会会場ご案内図

名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルクNAGOYA 3階「シリウスの間」
(TEL: 052-937-3535)



地下鉄 東山線—千種（1番出口）下車、西へ徒歩約1分

桜通線—車道（3番出口）下車、南へ徒歩約5分

J R 中央線—千種（地下鉄1番出口）下車、西へ徒歩約1分

* 当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。